

# 野辺地町耐震改修促進計画改定の概要

## 1 野辺地町耐震改修促進計画の背景と目的

### (1) 背景

- 平成 20 年 3 月に町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために「野辺地町耐震改修促進計画」策定
- 令和元年 5 月に平成 29 年 9 月の国の基本方針の改正に伴い見直しを行い「野辺地町耐震改修促進計画」改定
- 令和 6 年 6 月に令和 3 年 12 月の国の基本方針の改正及び令和 4 年 3 月の青森県耐震改修促進計画の改定を踏まえ見直しを行い「野辺地町耐震改修促進計画」改定
- 今回の改定は、令和 7 年 7 月 17 日に改正された国の基本方針を踏まえ、主に計画期限の延長の見直しを行うものとする。

### (2) 目的

- 本計画は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的としている。

### (3) 計画の期限

- 計画期限：令和 17 年度（2035 年度）まで
- ※現計画期限：令和 12 年度（2030 年度）まで

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### (1) 想定される地震の規模、人的被害及び建築被害の状況

- ①想定される地震の規模（当町）
  - 太平洋側海溝型地震（マグニチュード 9.0）：最大震度 6 強
- ②人的被害及び建築被害（当町）
  - 人的被害：死者 30 人、負傷者 20 人、避難者 1,700 人
  - 建築被害：全壊 430 棟、半壊 1,100 棟

### (2) 建築物の耐震化の現状

- ①住宅
  - 耐震化率 73%（令和 5 年 1 月野辺地町家屋課税台帳から推計）
- ②特定既存耐震不適格建築物等（総数）
  - 耐震化率 75%（令和 5 年 3 月時点）
- ②-1 公共建築物（高等学校等）
  - 耐震化率 95%（令和 5 年 3 月時点）
- ②-2 民間建築物（病院・公民館等）
  - 耐震化率 50%（令和 5 年 3 月時点）
- ③町有建築物（小学校・町営住宅等）
  - 耐震化率 100%（令和 5 年 3 月時点）

### (3) 耐震化の目標

- ①住宅 → 令和 17 年までにおおむね解消
- ※おおむね解消とは 100%に近い状態を目指すことである。
- ※国の基本方針が改正され、令和 17 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標として設定されたことを踏まえ、当町でも設定するものである。

## 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

- 所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

### (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者を支援する制度の周知並びに避難路沿道に存する危険性のあるブロック塀等の耐震改修等を行おうとする所有者の支援を行う。

### 【施策を進めるための各種取組】

- ①野辺地町木造住宅耐震診断支援事業
  - 平成 12 年以前に建築された木造住宅に、町が耐震診断員を派遣し、耐震診断を行う。
- ②野辺地町木造住宅耐震改修支援事業
  - 平成 12 年以前に建築された木造住宅の耐震改修工事等の費用の一部を補助する。
- ③野辺地町ブロック塀等耐震改修促進支援事業
  - 避難路に面する危険性のあるブロック塀等の耐震改修、建替え又は除却に要する経費の一部を補助する。

### (3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備

- ①建築士等の技術向上の促進
  - 町では、県と連携し、住民が安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備を図る。
- ②町民への情報提供
  - 町では、県と連携し、町民に対し、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供を積極的に行っていく。

### (4) 地震時に通行を確保すべき道路

- 町は、建築物が地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、地震時に通行を確保すべき道路として、法第 5 条第 3 項第 3 号の規定により「青森県耐震改修促進計画」に記載されている道路を、本計画の法第 6 条第 3 項第 2 号の道路として位置づけ、その沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を促進する。

## 4 建築物の地震に対する啓発及び知識の普及に関する事項

- (1) 想定地震における震度分布の予測
- (2) 相談体制の整備・情報の充実
- (3) パンフレット等の活用
- (4) リフォームに併せた耐震改修の誘導
- (5) 耐震技術等に関する知識の普及
- (6) 計画の認定等の周知

## 5 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等の方針

### (1) 耐震改修促進法等による指導等の実施

- 当町では、指導等を行うことのできる所管行政庁である県と連携し、所有者に対して、耐震化への啓発を行う。

## 6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### (1) 関係団体による協議会等の設置

- 青森県建築物等地震対策連絡協議会との連携で円滑な実施を図る。

### (2) ブロック塀等安全確保に関する対象道路

- 本計画の野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業の対象となる道路は、次の通学路及び避難路とする。
  - ①通学路
    - 学校保健安全法第 27 条に基づく学校安全計画において、学校が設定し野辺地町教育委員会に報告した児童・生徒の通学の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路
  - ②避難路
    - 野辺地町地域防災計画に基づく避難路、防災ガイドマップ又は地震・津波ハザードマップで示された避難経路で、指定避難所等へ避難のために通行する道路
- (3) その他
  - 本計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しができるものとする。

## お問い合わせ先

住 所：青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1  
担 当：野辺地町役場 建設水道課 都市計画担当  
連絡先：0175-64-2111 内線 (225)  
F A X：0175-64-7510  
M a i l：kensetu@town.noheji.lg.jp